平成２７年（フ）第６００号
北海道江別市野幌若葉町66番地の９
債務者　三神　春美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１２号
札幌市中央区南10条西12丁目１番２号　パステルハイツ105号
債務者　中村　大介
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２０号
札幌市西区琴似４条７丁目１番37―203号
債務者　柴田　　亮
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３２号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目２番15号　ローズヴィラ菊水105号
債務者　後藤　貴浩
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８６号
北海道江別市野幌代々木町37番地の８　パナハイツ代々木Ｃ棟101号室
債務者　奥山　新二
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９５号
札幌市中央区南25条西８丁目２番１号　カーサ山鼻202号
債務者　中村　　舞（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１０号
北海道恵庭市相生町129番地　ＭＳマックロード103―202号
債務者　稲垣　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１１号
北海道恵庭市相生町129番地　ＭＳマックロード103―202号
債務者　稲垣　美砂
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
北海道苫前郡苫前町字苫前395番地の７
債務者　星　　初美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第５１号
群馬県太田市新井町81番地34　松乃木ハイツ103号
債務者　大澤　正人
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７４号
群馬県高崎市福島町713―４　ヴィラ・オトンヌＡ103号室、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町白川577番地１
債務者　高橋　尚子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１２号
富山県砺波市深江１丁目227番地２　メゾン・エルピスＡ101号室
債務者　松澤　修司
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２７号
富山県射水市中太閤山12丁目２番地　県営住宅61―104、前住所横浜市西区宮ケ谷１番地９　石川荘201号
債務者　前田　栄一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第８２６号
堺市東区丈六149番地　アーバンヴィラ登美丘205号
債務者　藤原佐保子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０４０号
堺市北区新金岡町５丁７番117号　レオパレス新金岡203号
債務者　平岡　清二
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
大阪府羽曳野市翠鳥園１番16―212号、前住所大阪府羽曳野市高鷲２丁目18番５号
債務者　伊藤　龍也
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
大阪府河内長野市南花台３丁目１番４―102号
債務者　喜代吉將生
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係